

山形県若者定着奨学金返還支援事業における助成候補者の認定取消の猶予に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県若者定着奨学金返還支援事業（以下「本事業」という。）の助成候補者が各年度の山形県若者定着奨学金返還支援事業【地方創生枠】募集要項、並びに、本事業の市町村連携枠に係る各市町村の募集要項（以下「募集要項」という。）に規定する取消事由に該当し、助成候補者の認定取消を行う必要がある場合における当該認定取消の猶予に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成候補者 各年度の山形県若者定着奨学金返還支援事業事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第6条により認定を受けた者をいう。
- (2) 県内企業等 山形県内に事業所を有する法人、団体及び個人事業主をいう。
- (3) 大学等 大学院（修士課程（博士課程前期を含む。）に限る。）、大学、高等専門学校（第4、5学年及び専攻科に限る。）、短期大学（県内に所在するものに限る。）、及び、専修学校専門課程（県内に所在するものに限る。）をいう。
- (4) 助成対象者 助成候補者のうち、大学等を卒業後6カ月以内に山形県内に居住・就業し、かつ、山形県内の助成対象分野に通算して3年間就業した後（第10条の規定の適用がある場合は、当該規定により計算した、県内に居住し、かつ、助成対象分野に就業した期間が3年を経過した後）に、申請により本事業の対象者と認められた者

(認定取消の猶予)

第3条 知事は、助成候補者が大学等卒業後6カ月以内に県内企業等に就業したものの、就業した県内企業等（以下「就業先」という。）の都合により県内に居住又は就業することができない期間があると認められる場合は、助成候補者の認定取消を猶予するものとする。

- 2 前項の規定により猶予する期間は、助成候補者が就業先の都合により県外に居住又は就業した日から、県内に居住・就業することが可能となるまでの間（大学等卒業後6カ月以内の期間を除く。）とする。

(取消猶予の申請)

第4条 前条に該当する場合、助成候補者としての認定取消の猶予を受けようとする者は、県外へ配属後初めて提出する就業状況等報告書（募集要項に規定するものをいう。以下同じ。）の提出期限（県外へ配属された日から当該提出期限までの期間が1カ月に満たない場合には当該配属された日から起算して1カ月以内）までに、助成候補者認定取消猶予承認申請書（様式第1号）と助成候補者の就業条件等証明書（様式第2号）を添付のうえ、本事業に係る応募書類を提出した市町村（以下「申請市町村」という。）の市町村長に提出しなければならない。

- 2 大学等卒業後6カ月を経過した後に申請市町村以外の県内市町村に居住している者が前項の申請を行う場合には知事に提出するものとする。
- 3 第1項の申請を受けた市町村長は、助成候補者認定取消猶予承認申請報告書(様式第3号)により速やかに知事に提出するものとする。

(認定取消猶予の通知)

第5条 知事は、第3条の規定により取消を猶予したときは、助成候補者認定取消猶予承認通知書(様式第4号)により助成候補者の認定取消の猶予を受けた者(以下「猶予適用者」という。)に通知するものとする。

- 2 前条第1項の申請が同第3項に基づき申請市町村を経由して提出された場合、知事は助成候補者認定取消猶予承認通知書(様式第5号)により申請市町村の市町村長に通知するものとする。

(猶予の取消)

第6条 知事は、猶予適用者が猶予期間中に次の各号のいずれかに該当する場合には猶予を取り消すものとする。

- (1) 募集要項に規定する取消事由に該当する場合(第3条第1項の規定の適用がある場合を除く。)
 - (2) 第4条第1項の申請時の就業先を離職した場合(速やかに県内に居住・就業した場合を除く。)
 - (3) 就業先の都合以外の理由により、県内に居住・就業することができない場合
 - (4) 正当な理由なく次条に規定する期日までに配属先等報告書(様式第6号)が提出されない場合
- 2 知事は前項による猶予の取消を行った場合、猶予承認取消通知書(様式第7号)により猶予適用者に通知するものとする。
 - 3 第4条第1項の申請が同第3項に基づき申請市町村を経由して提出されている場合、知事は猶予承認取消通知書(様式第8号)により申請市町村の市町村長に通知するものとする。

(配属先等報告書の提出)

第7条 猶予適用者は、猶予期間中(認定取消の猶予を受けた年度を除く)の毎年9月30日までに配属先等報告書(様式第6号)を知事あてに提出するものとする。

- 2 就業先の都合により他の県外事業所に配属された場合の前項の提出については助成候補者の就業条件等証明書(様式第2号)を添付するものとする。

(県内居住・就業届出書の提出)

第8条 猶予適用者が県内に居住・就業した場合は、次に掲げる書類を添付のうえ、1カ月以内に県内居住・就業届出書(様式第9号)を知事あてに提出するものとする。

- (1) 在職証明書(県内事業所への配属日、配属先、職種、職名がわかるもの)
- (2) 住民票の写し(県内市町村へ転入した日がわかるもの)

(猶予期間経過後の取扱い)

第9条 知事は、前条の届出書により猶予適用者が県内に居住・就業し、猶予期間が経過したことを確認した場合は第3条第1項の規定により猶予していた認定取消を行わないものとする。

- 2 知事は、前条の届出書により猶予期間が経過したことを確認した場合は、猶予期間経過確認通知書(様式第10号)により猶予適用者に通知するものとする。

- 3 第4条第1項の申請が同第3項に基づき申請市町村を経由して提出されている場合、知事は猶予期間経過確認通知書（様式第11号）により申請市町村の市町村長に通知するものとする。

（県内居住・就業期間の計算の特例）

第10条 前条の規定の適用があった場合における助成対象者の認定に係る期間の計算は次により取り扱うものとする。

(1) 就業先の都合により、大学等卒業後6カ月以内に県内に居住又は就業を開始しなかった場合	猶予期間終了後、県内に居住・就業した日を期間の計算の始期とする。
(2) 県内に居住・就業を開始し、3年を経過する前に就業先の都合により県外へ転出した場合	大学等卒業後、助成候補者として県内に居住し、山形県内の助成対象分野に就業した期間を通算するものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成30年9月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際、既に県外に配属されている助成候補者に対する第4条の規定の適用については「県外への配属後初めて提出する就業状況等報告書（募集要項に規定するものをいう。以下同じ。）の提出期限（県外へ配属された日から当該提出期限までの期間が1カ月に満たない場合には当該配属された日から起算して1カ月以内）までに」とあるのは「本要領施行後初めて提出する就業状況等報告書の提出期限または平成30年12月31日のいずれか遅い日までに」と読み替えるものとする。

(様式第1号)

平成 年 月 日

山形県知事 殿

氏 名 (印)

山形県若者定着奨学金返還支援事業
助成候補者認定取消猶予承認申請書

私は、山形県若者定着奨学金返還支援事業における助成候補者の認定取消の猶予に係る事務取扱要領第3条第1項に該当することから、県内に居住・就業することが可能となるまでの間、助成候補者としての認定の取消を猶予していただきたいので、承認くださるよう申請します。

助成候補者	生年月日	平成 年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住 所	〒		
	電話番号	自宅	携帯	
	大学卒業後県内に居住・就業していた期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月まで		
就業先の名称				
配属先 <small>(配属先と実際の勤務地が異なる場合は、勤務地の情報を記載)</small>	配属先の名称			
	所 在	〒		
	上記で就業を開始した日	平成 年 月		
奨学金の返還の状況	奨学金の返還残期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月まで		
	現在の返還残額	円		

申請にあたっては下記の項目に同意したことを確認するため、にチェックを入れてください。

<p>申請にあたり、私は下記のすべての事項について同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、山形県若者定着奨学金返還支援事業の趣旨を理解し、出来るだけ早期に県内の事業所で働けるよう努力します。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、本要領に定める期限までに配属先等報告書(様式第6号)を提出しなかったことで、助成候補者としての認定を取り消されたとしても異議を唱えません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、県外で就業している間も奨学金を返還することにより、返還支援額が減額になったとしても異議を唱えません(※)。</p> <p style="text-align: center;">(※) 奨学金の返還残額が本事業による返還支援の上限額を下回った場合、当該返還残額が支援対象額となります。</p>
--

(備考) 申請にあたっては次の書類を添付のうえ、就業状況等報告書と一緒に申請市町村あて(申請市町村以外の県内市町村に居住する場合には県あて)に提出してください。

・助成候補者の就業条件等証明書(様式第2号)

(様式第2号)

平成 年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び
代表者役職・氏名

印

【法人の場合は代表者印、個人の場合は実印】

山形県若者定着奨学金返還支援事業
助成候補者の就業条件等証明書

標記事業の助成候補者について 当社 ・ 当団体 の都合により下記のとおり配属していることを証明します。

記

助成候補者	ふりがな 氏名	
-------	------------	--

【助成候補者の就業条件等】

配属先の事業所	名称	
	所在地	

※配属先と実際の勤務地が異なる場合は下記について記載すること。

勤務地	名称	
	所在地 又は地域	

【上記の就業条件とした日】

平成 年 月 日

【証明者】

所属			
担当者名		電話番号	

(様式第3号)

記 号 番 号
平成 年 月 日

山 形 県 知 事 殿

〇〇〇市町村長

山形県若者定着奨学金返還支援事業
助成候補者認定取消猶予承認申請報告書

助成候補者から別添のとおり平成 年 月 日付けで助成候補者認定取消猶予承認申請書の提出がありましたので、山形県若者定着奨学金返還支援事業における助成候補者の認定取消の猶予に係る事務取扱要領第4条第3項の規定に基づき、報告します。

(添付書類)

助成候補者認定取消猶予承認申請書

(様式第4号)

記 号 番 号
平成 年 月 日

(申 請 者) 様

山形県知事 吉村 美栄子

山形県若者定着奨学金返還支援事業
助成候補者認定取消猶予承認通知書

この度、申請のありました山形県若者定着奨学金返還支援事業助成候補者に係る認定取消の猶予について承認しましたので通知します。

なお、猶予期間は、就業先の都合により県外に居住又は就業した日から、県内に居住・就業することが可能となるまでの間（大学等卒業後6カ月以内の期間を除く。）になります。

(様式第5号)

記 号 番 号
平成 年 月 日

〇〇〇市町村長 殿

山形県知事 吉村 美栄子

山形県若者定着奨学金返還支援事業
助成候補者認定取消猶予承認通知書

平成 年 月 日付け 記号番号 で報告のありました標記の件について、山形県若者定着奨学金返還支援事業における助成候補者の認定取消の猶予に係る事務取扱要領第3条の規定に基づき承認しましたので通知します。

○添付書類

(助成候補者に対する承認通知書の写し)

(様式第6号)

平成 年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏 名

印

配属先等報告書

現在の配属先等について下記のとおり報告します。

記

【配属先等】

配属先 配属先と実際の勤務地が異なる場合は、実際の勤務地の情報を記載	名 称	
	所 在 地	
	配属された日	平成 年 月
奨学金の返還 の状況	奨学金の 返還残期間	平成 年 月～平成 年 月まで
	現在の 返還残額	円

1. 報告にあたっては、奨学金返還証明書を添付のうえ山形県知事あてに提出してください。
2. 就業先の都合により他の県外事業所に配属された場合は、上記に加え、助成候補者の就業条件等証明書を改めて提出してください。
3. この報告書は、認定取消の猶予期間中（認定取消の猶予を受けた年度を除く）、毎年9月30日までに提出してください。期限までに提出がない場合、認定取消の猶予が取り消され、助成候補者としての認定が取り消されます。

(様式第7号)

記 号 番 号
平成 年 月 日

(猶予適用者) 様

山形県知事 吉村 美栄子

山形県若者定着奨学金返還支援事業
猶 予 承 認 取 消 通 知 書

平成 年 月 日付け 記号番号 で通知した助成候補者の認定取消の猶予について、山形県若者定着奨学金返還支援事業における助成候補者の認定取消の猶予に係る事務取扱要領第6条の規定により取り消しましたので通知します。

(様式第8号)

記 号 番 号
平成 年 月 日

〇〇〇市町村長 殿

山形県知事 吉村 美栄子

山形県若者定着奨学金返還支援事業
猶 予 承 認 取 消 通 知 書

平成 年 月 日付け 記号番号 で通知した助成候補者の認定取消の猶予について、山形県若者定着奨学金返還支援事業における助成候補者の認定取消の猶予に係る事務取扱要領第6条の規定に基づき、別添のとおり取り消しましたので通知します。

○添付書類

(猶予適用者に対する猶予承認取消通知書の写し)

(様式第9号)

平成 年 月 日

山形県知事 殿

氏名 (印)

県内居住・就業届出書

下記のとおり県内に居住・就業していることについて届け出ます。

記

就 業 先	就業先の名称	
	配属先の名称	
	配属先の住所	
	就業した日	年 月 日
居 住 地	住 所	〒
	居住を開始した日	年 月 日

1. 県内に居住・就業した日から1カ月以内に次の書類を添付のうえ山形県知事あてに提出してください。
 - (1) 在職証明書（県内事業所への配属日、配属先、職種、職名がわかるもの）
 - (2) 住民票の写し（県内市町村へ転入した日がわかるもの）

(様式第10号)

記 号 番 号
平成 年 月 日

(届出者) 様

山形県知事 吉村 美栄子

山形県若者定着奨学金返還支援事業
猶予期間経過確認通知書

平成 年 月 日に提出のありました県内居住・就業届出書を審査した結果、山形県若者定着奨学金返還支援事業における助成候補者の認定取消の猶予に係る事務取扱要領第9条及び同第10条の規定により下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

1. 第3条第2項の猶予期間が経過したことを確認し、平成 年 月 日付記号番号により猶予していた助成候補者の認定取消は行わないものとする。
2. 平成 年 月 日から県内に居住・就業したものとして助成対象者の認定に係る期間の計算を行う（大学等卒業後、県内に居住し、山形県内の助成対象分野に就業した期間がある場合には当該期間を通算するものとする）。

(様式第11号)

記 号 番 号
平成 年 月 日

〇〇〇市町村長 殿

山形県知事 吉村 美栄子

山形県若者定着奨学金返還支援事業
猶予期間経過確認通知書

平成 年 月 日付け 記号番号 で通知した助成候補者の認定取消の猶予について、山形県若者定着奨学金返還支援事業における助成候補者の認定取消の猶予に係る事務取扱要領第9条の規定に基づき、別添のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

○添付書類

(猶予適用者に対する猶予期間経過確認通知書の写し)